

高山市総合パンフレット概要版デザイン作成業務委託プロポーザル募集要領

高山市を訪れたことのない観光客に対して、分かりやすく効果的に飛騨高山の観光の魅力を伝え、高山市訪問の動機付けと誘客促進を図るため、総合パンフレット概要版を作成する。

作成にあたっては、公募型プロポーザルにより委託業者の選定を行うこととし、事業者の選定手続等必要な事項をこの募集要領に定める。

1. 業務概要

- (1) 委託業務名
高山市総合パンフレット概要版デザイン作成業務委託
- (2) 業務内容
別紙「高山市総合パンフレット概要版デザイン作成業務委託仕様書」のとおり
- (3) 委託業務期間
契約締結日から平成31年1月31日（木）まで
- (4) 委託費の上限
2,000千円（消費税及び地方消費税分を含む）

2. 参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 高山市競争入札参加者資格審査要綱（平成6年7月4日決裁）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿の「物品・委託等」に登録されている者であること。
- (3) 告示の日から契約締結の日までの間に、高山市建設工事請負契約に係る指名停止措置要領（平成6年3月29日決裁）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をした者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをした者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認定の決定を受けていること。

- (6) 高山市税・高山市公共料金についての未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- (7) 高山市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年4月1日決裁）に規定する排除措置対象個人又は法人等に該当しないこと。

3. プロポーザルの手続き等

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 募集要領等の公表・配布	平成30年4月26日（木）～5月16日（水）
② 募集要領等に関する質問受付	平成30年4月26日（木）～5月16日（水）
③ プロポーザル参加申込受付	平成30年4月26日（木）～5月16日（水）
④ 企画提案書の受付	平成30年4月26日（木）～5月24日（木）
⑤ プロポーザル審査会	平成30年6月上旬（予定）
⑥ 結果の通知・公表	平成30年6月上旬（予定）
⑦ 契約の締結	平成30年6月下旬（予定）

(2) 募集要領等の交付方法

ア 交付期間

平成30年5月16日（水）までの毎日（土日祝日を除く）
午前8時30分から午後5時15分まで

イ 交付場所

高山市役所 商工観光部 観光課 誘客戦略係
（高山市花岡町2丁目18番地 高山市役所2階）

※募集要領等は高山市ホームページ内にも掲載

URL : <http://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000067/1006153/index.html>

(3) 募集要領等に関する質問受付、回答方法

ア 受付期間

平成30年5月16日（水）午後5時15分まで（必着）

イ 提出方法

質問は書面（様式1）を、下記まで郵送、ファックス又は電子メールにより提出すること。

高山市商工観光部観光課 誘客戦略係
〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地
TEL：0577-35-3145 FAX：0577-35-3167
E-mail:kankou@city.takayama.lg.jp

(注意1) 質問書を提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話で行うこと。

(注意2) メール送信の場合は、件名に「高山市総合パンフレット概要版デザイン作成業務委託」と記したうえで送信すること。

ウ 回答方法

質問に対する回答は、競争上の地位その他利害を害するおそれのあるものを除き、平成30年5月16日(水)までに随時応募者全員に通知するとともに、高山市ホームページ内にて公開する。

(4) 参加申込受付

ア 受付期間

平成30年5月16日(水)までの毎日(土日祝日を除く)

午前8時30分から午後5時15分まで(必着)

イ 提出方法

参加希望者は、プロポーザル参加資格審査申請書を、財政課契約検査係まで持参又は郵送により提出すること。

(5) 企画提案書の作成・提出

ア 受付期間

平成30年5月24日(木)までの毎日(土日祝日を除く)

午前8時30分から午後5時15分まで(必着)

イ 提出様式

①企画提案書(様式2)

②総合パンフレット概要版デザイン(案)

③法人概要書(様式3)

④業務見積書(様式4)

ウ 提出部数

8部(正本1部、副本7部)

エ 提出方法

観光課へ持参又は送付(送付記録が残るもの)により提出すること。受付は、土日祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

4. 参加に際しての留意事項

(1) 失格事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- ア 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- エ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合
- オ 応募要領に反すると認められた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

(2) 無効事由

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は無効とする。

(3) 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提案者が負うものとする。

(4) 複数提案の禁止

提案者は、複数の提案書の提出はできないものとする。

(5) 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は認めない（軽微なものを除く）。

(6) 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。

(7) 費用負担

提案書の作成、提出等参加に要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(8) その他

- ア 提案者は、企画提案書の提出をもって、募集要領等の記載内容に同意したものとす
- イ 提出された企画提案書等は、高山市情報公開条例（平成11年高山市条例第24号）に基づく情報公開請求の対象とする。
- ウ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、審査委員会開催日前日（土日祝日を除く）の正午までに、辞退届（任意様式）を観光課に持参又は郵送により申し出ること。

5. 審査に関する事項

(1) 審査方法

審査は、市が別に定める委員により組織された「高山市総合パンフレット概要版デザ

イン作成業務委託プロポーザル審査会」が行う。なお、契約候補者の選定にあたっては、審査項目に沿って提出書類の審査を行い、競争性・透明性の確保に十分配慮しながら、提案の内容、事業の実施能力等を審査委員が評価・採点し、審議の上選定する。

(2) 審査会

開催日 平成30年6月上旬（予定）

開催場所 高山市役所

(3) 評価項目及び評価内容

別表「プロポーザル審査基準」のとおり

(4) 契約候補者の選定

ア 上記審査項目について、提出書類及びプレゼンテーションによる審査を非公開で行い、審査要領に基づき審査委員が評価・採点し、総評価点が最高点の者を契約候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数いる場合はそれらの者のみを対象として再審査を行い、順位を決定する。再審査においても複数の同得点者が生じた場合は、各委員の協議によって順位を決定する。

ウ 提案者が1名の場合、審査の結果においてプロポーザル審査要領に定める基準点を満たすときは、当該提案者を契約候補者とする。基準点に満たない場合は、契約候補者の選定の対象としない。

(5) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、契約候補者を選定後、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、市のホームページで公表する（契約候補者以外の参加者名は非公開）。なお、審査内容や結果についての質問や異議申し立て等は一切受けないものとする。

6. 契約の締結

選定した契約候補者と市が、業務委託に係る仕様を確定させた上で、契約を締結するものとする。この場合において、協議が不調の場合は、評価により順位付けられた上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

7. 問合せ先

高山市商工観光部 観光課 誘客戦略係

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

電話：0577-35-3145

FAX：0577-35-3167

E-mail：kankou@city.takayama.lg.jp

別表

プロポーザル審査基準

以下の各項目の評価内容に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として採点し、各審査委員の採点数の合計により算出する。

審査項目及び評価内容		配点
デザイン	高山市を象徴するデザインになっているか。	10点
	高山市への訪問意欲を高める等デザインに訴求力はあるか。	10点
	キャッチコピーは魅力的かつ適切か。	10点
	高度なデザイン性を有しているか。	10点
掲載内容	誘客すべきターゲットを意識しているか。	10点
	高山市の魅力を理解した掲載内容か。	10点
遂行能力	提案業務の実施スケジュールは適正か。	10点
	業務を効果的に実施するための体制を有しているか。	10点
独創性	デザインや掲載内容に独創的な提案があるか。	10点
経済性	提案内容と見積金額とのバランスはとれているか。	10点
合計		100点